

マージン率等の公開資料

労働者派遣法に基づき、派遣元事業主はマージン率を公開することが義務付けられております。
マージン率とは派遣先より支払われる派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

< 2024年6月30日現在 >

| 派遣 労働者数 | 派遣先 事業者数 | ①労働者派遣料金 (1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均) | マージン率 平均 |
|--|-------------|---------------------------|----------------------------|----------|
| 20 | 7 | 27,277 | 19,265 | 29.4% |
| マージン率計算式 $\frac{\text{①労働者派遣料金平均額} - \text{②派遣労働者の賃金平均額}}{\text{①労働者派遣料金平均額}} \times 100$ | | | | |
| マージン率に含まれるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣元事業者負担の健康保険料、介護保険料、厚生年金料、児童手当搬出金、雇用保険料、労災保険料の法定福利費 ・ 有給休暇取得時にかかる賃金 ・ 教育研修費用 ・ 福利厚生費用（健康診断費用、慶弔費など） ・ 広告費（派遣労働者募集にかかる求人媒体費用など） ・ 営業管理費（営業・管理スタッフの人件費、事務所経費、通信費など） | | | | |

◇派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 訓練種類 | 対象となる労働者 雇入時・派遣中・待機中な | 訓練方法 | 訓練費用負担額 有償・無償 | 賃金支給 有給・無給 |
|---|--------------------------|--------|------------------|---------------|
| 教育訓練 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 安全衛生教育 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 ☎03-3504-2222 担当者：桶本津久美 | | | | |

◇派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結している

- ・ 協定労働者の範囲 ： 建築技術者、土木技術者、電気・電子・電気通信製造技術者・一般事務職
- ・ 協定書の有効期間終期 ： 2025年3月31日

株式会社スマートブレイン
許可番号 派13-306669